



令和3年 6月 9日

羽曳野市 報道提供資料

(14時00分現在)

(問合せ先)

総務部 税務課

電話：072-958-1111 (代表)

令和3年度羽曳野市 市民税・府民税（個人住民税）納税通知書 の配偶者控除欄の未記載について

【概要】

6月7日付で発送した市民税・府民税（個人住民税）納税通知書について、控除明細のうち配偶者控除があるにもかかわらず、配偶者の欄の控除金額が未記載となる事象が5,827件ありました。控除合計額や税額に影響はありません。

【経緯】

システムの不具合により、配偶者の欄の控除金額が印字出力されず、未記載での発送となっており、市民からの通報により発覚しました。

【対応】

この度の対象者の方々には、改めてお詫びの文書と合わせて正しく表記された通知書を発送させていただきます。

コメント（税務長）

市民の皆様には、多大なるご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。再発の防止に向けて取り組んでまいります。